

# 吸収分割に係る事前開示書面

2021年9月2日

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地  
株式会社ハウストゥ  
代表取締役社長 安藤 正弘

当社は、株式会社ハウストゥ・ジャパン（以下、「ハウストゥ・ジャパン」といいます。）に対し、当社の不動産売買事業及びリフォーム事業について有する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことに致しました。

会社法第782条第1項の定めに従い、本吸収分割に関して次のとおり、吸収分割契約書の内容その他会社法施行規則第183条で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

## 1. 吸収分割契約書の内容

別添1のとおりです。

## 2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

ハウストゥ・ジャパンは本吸収分割に際し、吸収分割の対価を交付いたしません。

当社が完全親会社として、ハウストゥ・ジャパンの発行済株式の全部を保有していることに鑑み、相当であると判断しております。

## 3. 会社法第758条第8号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

## 5. 吸収分割承継会社（ハウストゥ・ジャパン）に関する事項

### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添2のとおりです。

### (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

### (3) 最終事業年度の末日後に生じた財産状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

## 6. 吸収分割会社（当社）に関する事項

- (1) 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

2021年8月24日付で株式会社ハウストゥ住宅販売を吸収分割承継会社、当社を吸収分割会社とする吸収分割契約を締結しております。なお、株式会社ハウストゥ住宅販売は当社の完全子会社です。

## 7. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における当社及びハウストゥ・ジャパンの債務の履行の見込みに関する事項

本吸収分割後の当社及びハウストゥ・ジャパンの資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、財務及び損益の状況についても、当社及びハウストゥ・ジャパンの負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。従って、本吸収分割後の債務の履行の見込みに特段の支障はないものと判断しております。

以上



## 吸収分割契約書

株式会社ハウストゥ（以下、「甲」という。）及び株式会社ハウストゥ・ジャパン（以下、「乙」という。）は、第1条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件会社分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

### （吸収分割）

第1条 甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第6条に定義する。）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により甲が不動産売買事業及びリフォーム事業（以下、総称して「本件対象事業」という。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### （商号及び住所）

第2条 本件会社分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号：株式会社ハウストゥ

住所：京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町 670 番地

(2) 吸収分割承継会社

商号：株式会社ハウストゥ・ジャパン

住所：京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町 670 番地

### （承継する権利義務）

第3条 甲は、本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務（詳細は、別紙「承継対象権利義務明細」に定めるものとする。）を、本件効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。

2. 甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法による。甲乙間における当該承継する債務の最終的な負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全部を求償することができる。

### （分割対価の交付）

第4条 乙は本件会社分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

(乙の資本金及び準備金)

第 5 条 乙は、本件会社分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

(効力発生日)

第 6 条 本件会社分割がその効力を生ずる日(以下、「本件効力発生日」という。)は、2022年1月1日とする。

(分割承認決議等)

第 7 条 甲及び乙は、本件効力発生日の前日までに、それぞれ、株主総会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、甲は、本件会社分割が会社法第784条第2項に規定する要件を満たすため、甲の株主総会の承認を得ずに本件会社分割を行う。

(競業避止義務)

第 8 条 甲は、乙が承継する本件対象事業について、本件効力発生日後においても、競業避止義務を負わないものとする。

(本契約の変更等)

第 9 条 本契約締結の日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業又は本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じた場合、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件会社分割の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は協議し合意のうえ、本契約に定める本件会社分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第 10 条 2021年12月31日までに第7条に定める乙の株主総会における本契約の承認及び関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、本契約はその効力を失う。

(本契約に定めのない事項)

第 11 条 本契約に定める事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲は原本を、乙はその写しを、それぞれ保有する。

2021年（令和3年）8月24日

甲 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町 670 番地  
株式会社ハウストゥ  
代表取締役 安藤 正弘



乙 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町 670 番地  
株式会社ハウストゥ・ジャパン  
代表取締役 富永 正英



## 別紙 承継対象権利義務明細

### 1. 資産

#### (1) 流動資産

- ① 現金及び預金
- ② 本件対象事業に属する売掛債権、貯蔵品、前払費用及びその他の流動資産（但し、棚卸資産等に属する資産を除く。）

#### (2) 固定資産

##### ① 有形固定資産

本件対象事業に属する機械装置、車両運搬具及び工具器具備品等の有形固定資産（但し、賃貸等不動産（「企業会計基準適用指針第23号 賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」の定義による。以下、同じ。）及び賃貸等不動産に属する有形固定資産を除く。）

##### ② 無形固定資産

本件対象事業に属する電話加入権及びソフトウェア等の無形固定資産（但し、第3項第（2）号に記載の知的財産を除く。）

##### ③ 投資その他の資産

本件対象事業に属する出資金、関係会社の株式、敷金・保証金、長期前払費用等の投資及びその他の資産

### 2. 債務

#### (1) 流動負債

本件対象事業に属する買掛債務、未払金、未払費用、預り金、前受金、賞与引当金、未払法人税及び住民税並びに未払消費税等の流動負債

#### (2) 固定負債

本件対象事業に属する退職給付引当金、受入保証金、預かり保証金等の固定負債

### 3. 承継するその他の権利義務等

#### (1) 雇用契約

本件対象事業に主として従事する従業員との間の雇用契約

(2) 知的財産

承継しないものとし、乙が本件事業に使用するものについては、乙に使用許諾する  
(本件事業に属する甲の特許、実用新案、商標、意匠、著作に関する権利の一切)。

(3) その他の契約

本件対象事業に関する業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他本件対象事業に  
関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

(4) 許認可等

本件対象事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能な  
もの。但し、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上







(添付書類)

## 事業報告

( 2019年10月1日から  
2020年6月30日まで )

当社は、2020年3月の臨時株主総会の決議により、事業年度末日を従来の9月30日から6月30日に変更いたしました。

これにより、第4期事業年度が2019年10月1日から2020年6月30日までの9ヵ月となったため、当会計年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、総じて緩やかな回復が続きましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響に伴い、年度末にかけて状況が一変し、世界経済は急速に悪化しており、わが国においても、イベントおよび外出の自粛等の動きにより、個人消費が急速に減少し、外食、観光および交通をはじめとした幅広い産業が打撃を受け、企業収益が大幅に悪化するなど、極めて厳しい状況となりました。

当社の属する不動産業界におきましては、用地仕入価格、建築コストおよび人件費の高止まり等の懸念が継続する中で、一部の事業領域で減速感が生じているものの、住宅優遇制度や日銀の金融緩和政策継続を背景に住宅需要は堅調を維持しており、これまでは事業環境は概ね良好でありました。

このような事業環境のなか、当社は、埼玉県草加市を地盤にリフォーム事業、不動産仲介事業及び不動産賃貸事業を基盤とする、地域に密着した不動産サービスを提供し、顧客ニーズに応えることに努めてまいりました。

その結果、当事業年度の売上高は406万円、営業利益は107万円、経常利益は122万円、当期純利益は93万円となりました。

##### ② 設備投資等の状況

当事業年度において重要な設備投資等はありません。

重要な設備の除却又は売却につきましては、資産の売却8万円であります。

##### ③ 資金調達の状況

当事業年度中に資金調達はございません。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

項目	第1期	第2期	第3期	第4期
	2017年 9月期	2018年 9月期	2019年 9月期	(当事業年度) 2020年 6月期
売上高 (万円)	3,424	9,783	2,298	406
経常利益または 経常損失(△) (万円)	22	39	78	122
当期純利益または 当期純損失(△) (万円)	10	24	△30	93
1株当たり当期純 利益または1株当 たり当期純損失 (△) (円)	1,809.41	4,038.76	△5,026.9	15,588.83
総資産額 (万円)	3,291	1,987	1,292	685
純資産額 (万円)	310	335	304	398
1株当たり純資産 額 (円)	51,809.41	55,848.18	50,821.28	66,410.11

(注) 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数により算出しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社ハウズドゥで、同社は当社の株式を60株(出資比率100%)保有いたしております。

## (4) 主要な事業内容

事業名	事業内容
リフォーム事業	リフォーム工事の請負
不動産仲介事業	不動産売買及び賃貸の仲介
不動産賃貸事業	不動産の賃貸

(5) 主要な事業所

名称	所在地
本店	埼玉県草加市

(6) その他会社の現況に関する重要な事項

当事業年度において重要な事項はございません。

## 貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,023	流動負債	1,604
現金及び預金	4,202	未払金	54
前払費用	275	未払法人税等	19
未収還付法人税等	248	前受金	1,421
その他	295	その他	108
固定資産	1,834	固定負債	1,268
有形固定資産	324	資産除去債務	1,073
工具器具及び備品	324	その他	194
投資その他の資産	1,510		
出資金	200		
差入保証金	1,260		
長期前払費用	50		
		負債合計	2,872
		純 資 産 の 部	
		株主資本	3,984
		資本金	3,000
		利益剰余金	984
		その他利益剰余金	984
		繰越利益剰余金	984
		純資産合計	3,984
資産合計	6,857	負債及び純資産合計	6,857

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2019年10月1日から2020年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,065
売上原価		966
売上総利益		3,099
販売費及び一般管理費		2,024
営業利益		1,074
営業外収益		
受取利息及び配当金	4	
雑収入	179	
		183
営業外費用		
支払利息	32	
		32
経常利益		1,225
税引前当期純利益		1,225
法人税、住民税及び事業税	290	
当期純利益		935

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から 2020年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金		利益剰余 金合計		
			別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	3,000			49	49	3,049	3,049
当期変動額							
当期純利益				935	935	935	935
当期変動額合計	-	-	-	935	935	935	935
当期末残高	3,000			984	984	3,984	3,984

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ①たな卸資産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産 定率法によっております。  
ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |        |        |
|--------|--------|
| 建物     | 2年～54年 |
| 車両運搬具  | 2年～6年  |
| 工具器具備品 | 3年～20年 |

#### (3) 引当金の計上基準

- ①賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ①当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ②その他の工事  
工事完成基準



(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①リース取引の処理方法      リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方式に準じた会計処理によっております。

②消費税等の会計処理      税抜方式によっております。  
但し、資産に係る控除対象外消費税のうち、税法に定める繰延消費税等は、「長期前払費用」に計上の上、5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては発生年度に費用処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額      1,479 千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数

普通株式      60 株

## 監査報告書

2019年10月1日から2020年6月30日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2020年8月20日

株式会社 ハウスドゥ・ジャパン

監査役 古山 利之 印